

法律科目試験問題（刑事訴訟法） 配点 50 点

[第1問] 次の【事例】を読んで、[設問]に答えなさい。（配点 18 点）

【事例】 Xは、平成27年10月11日午後3時50分ころ、O市公安条例違反（デモ行進の許可条件違反）の容疑で現行犯逮捕され、午後4時10分ころ、O警察署に引致された。

Xの家族から連絡を受けた弁護士Aは、午後4時30分ころ、O署に赴き、玄関で警備に当たる警察官らに対しXの弁護人となろうとする者として接見に来た旨を告げ、O署の玄関口にて来た捜査主任官Pに対して、Xとの即時の接見を申し出た。Pは、Aに対して、Xは取調べ中なのでしばらく接見を待ってほしい旨告げ、午後4時45分ころ、いったん署内に引きあげた。

Q巡査部長は、午後4時40分ころ、Xの写真撮影に引き続いで、Xの取調べを開始した。署内に戻ったPは、Xの取調べ状況を確認し、その際、XがAを弁護人に選任する意向であることを確認した。Pは、そのころ、留置主任官であるRと接見等につき協議し、接見させる場合は留置手続後接見室で行うこと、食事時間の前後は戒護体制が手薄になるから接見させないこと、Xを留置した段階で夕食を取らせることを確認した。

Pは、午後5時30分ころ、Qに対し、Xの取調べを一時中断して留置場において食事をさせた後、再び取調べをするよう指示した。Qは、Xを留置係の警察官に引き渡し、Xは留置場に留置された。その際、Qは、留置係の警察官に対し、夕食後再度取調べを行う予定であるので夕食が終わったら連絡をしてほしい旨伝えた。午後5時45分ころ玄関口にてて来たPは、Xは取調べ中で接見させることができないため、接見の日時を翌日午前10時以降に指定する旨を告げて署内に引き揚げた。Aは午後6時ころO署の玄関前から立ち去った。

Qは、午後6時10分ころ、Xの逮捕現場で実況見分を行っていた捜査員から応援依頼を受け、その補助に赴いた。そのため、Xの夕食は午後6時15分ころ終了したが、Xの取調べは行われなかった。Qは、午後8時ころ実況見分から戻ったが、Pは、この時点から取調べを開始すれば深夜に及ぶおそれがあると考え、その日のXの取調べを中止させた。

[設問] 警察官Pがとった措置の適法性について論じなさい。

[第2問] 次の①～④の用語について、各10行以内で説明しなさい。（配点 32 点）

- ① 未発生の犯罪の捜査
- ② 余罪取調べ
- ③ 縮小認定
- ④ 被害再現写真の証拠能力